

お知らせ

申告に必要なもの

- (所得税・市県民税共通)
- ・申告書・印鑑、計算機器
 - ・給与所得者・公的年金などの受給者は源泉徴収票(原本のみ可。年金支払通知書は不可)
 - ・配当所得を申告される方は支払通知書(原本)
 - ・医療費・社会保険料・障害者控除を受ける方はその領収書・証明書など
 - ・扶養控除・配偶者(特別)控除を受ける場合は、その方の所得がわかるもの
 - ・寄附金控除を受ける方は寄附した団体の領収書など
 - ・所得税が還付になる方は、本人名義の預金通帳など
- ※申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。



昨年からの変更点

寄附金控除が拡充されます

所得税

- ・認定NPO法人、公益社団法人などへの寄附金は一定の条件を満たせば、所得控除または税額控除のいずれかを選択できます。
- ・震災関連寄附金も一定の条件を満たせば、所得控除を受けられます。また、中央共同募金会「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」などに寄附した場合は所得控除または税額控除のいずれかを選択できます。

- ・所得控除は寄附金から2千円を差し引いた額が所得控除額となります。
- ※税額控除は、認定NPO法人、公益社団法人など、震災関連寄附金(税額控除が可能なもの)に該当した場合は寄附金から2千円を差し引いて40%を乗じた額が税額控除額となります。

※昨年以前からある政党等寄附金の税額控除は従来どおり寄附金から2千円を差し引いて

30%を乗じた額が税額控除額となります。

※寄附金対象額および税額控除額にはそれぞれ上限があります。

市県民税

- ・市県民税の寄附金税額控除について、適用下限額が5千円から2千円に引き下げられます。
- ・日本政府、被災地の地方公共団体、日本赤十字社、中央共同募金会などへの東日本大震災に係る義援金は「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。

16歳未満の年少扶養親族の所得控除が廃止されます

16歳未満の年少扶養親族に対する所得税・市県民税の扶養控除が廃止されます。ただし、年少扶養情報は市県民税の非課税、国民健康保険税、介護保険料、保育料などに影響する場合がありますので、源泉徴収票に年少扶養の内容が記載されていない場合は、改めて確定申告もしくは市県民税申告をしてください。

このほか、特定扶養親族も16歳以上19歳未満は一般控除対象扶養親族となり控除額が変わります。

所得控除額

| | 変更前 | | | 変更後 | | |
|----------------|--------|------|------|------------|------|------|
| | 区分 | 所得税 | 市県民税 | 区分 | 所得税 | 市県民税 |
| 16歳未満 | 一般扶養親族 | 38万円 | 33万円 | 年少扶養親族 | 廃止 | 廃止 |
| 16歳以上 19歳未満 | 特定扶養親族 | 63万円 | 45万円 | 一般控除対象扶養親族 | 38万円 | 33万円 |
| 19歳以上 23歳未満 | | | | 特定扶養親族 | 63万円 | 45万円 |

※障害者控除は扶養控除の適用のない16歳未満の扶養親族についても適用されます。

※16歳未満とは、平成8年1月2日以後に生まれた方です。

※16歳以上19歳未満とは、平成5年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた方です。

※19歳以上23歳未満とは、昭和64年1月2日から平成5年1月1日までに生まれた方です。